

返還誓約書の訂正について

署名押印を訂正する場合

1. 署名を訂正する場合

- 署名を二重線で削除し、返還誓約書に署名し直す。
連帯保証人・保証人の訂正は、二重線の上に、実印を訂正印として押印する。

2. 連帯保証人・保証人の実印を訂正（変更）する場合

- 押印を二重線で削除し、返還誓約書に押印（実印）し直す。

印字内容を訂正する場合

① 奨学生本人の氏名（漢字・カナ）の訂正・「姓」の変更（改姓）

1. 返還誓約書

- 印字氏名を漢字・フリガナ両方とも二重線で削除し、訂正後の情報を書き込む。訂正印不要。

2. 改氏名届 [様式 3]（奨学金担当窓口にて配付）

- 奨学金振込口座の名義変更をしたうえで「改氏名届」[様式 3]を提出する。

② 奨学生本人の生年月日・性別の訂正

1. 返還誓約書

- 生年月日または性別の印字を直接二重線で削除し、訂正後の情報を書き込む。訂正印不要。

2. 奨学金担当窓口にてその旨伝える

- 返還誓約書類の提出時に窓口にてその旨伝える。

③ 上記①②以外の箇所の印字の訂正（奨学生本人欄以外の訂正（変更））

1. 返還誓約書

- 印字を二重線で削除し、訂正後の情報を書き込む。
ただし、連帯保証人・保証人欄の訂正は二重線の上に、実印を訂正印として押印する。

2. 返還誓約書記載事項訂正届（成年者用）[様式 25-1] （奨学金担当窓口にて配付、または大学 HP よりダウンロード）

- 奨学生本人欄
本人欄に訂正がない場合：二重枠線内「日付」「奨学生番号」「氏名（漢字）」「フリガナ」のみ記入
本人欄に一部でも訂正がある場合：全項目への記入が必要
- 本人欄以外の記入欄
訂正がある人物欄について、訂正する項目のみでなく、すべての項目への記入が必要

※原則欄の人物が記入する。

《注意》返還誓約書は紙を貼る、削る、修正液を使用しての修正は認められません。

なお、「返還誓約書記載事項訂正届」(様式 25-1)については、原則として新たな用紙で書き直しとなります。

印字されていない項目を追加する場合

例：不正な文字入力によるエラー等の場合が該当します。

1. 返還誓約書

- 当該人物が空白部分に本来印字されるべき情報を直接記入したうえで、署名欄に自署する。
※連帯保証人・保証人は押印(実印)が必要。本人以外の連絡先の押印は不要。

2. 返還誓約書記載事項訂正届(成年者用) [様式 25-1] (奨学金担当窓口にて配付、または大学 HP よりダウンロード)

- 奨学生本人欄
本人欄に訂正がない場合：二重枠線内「日付」「奨学生番号」「氏名(漢字)」「フリガナ」のみ記入
本人欄に一部でも訂正がある場合：全項目への記入が必要
- 本人欄以外の記入欄
訂正がある人物欄について、訂正する項目のみでなく、すべての項目への記入が必要

※原則欄の人物が記入する。

印字された連帯保証人(保証人)で 返還誓約書をととのえられない場合

① 新たな連帯保証人(保証人)を選任できる場合(人物の変更)

1. 返還誓約書

- 連帯保証人(保証人)欄の印字を全て二重線で削除、変更後の人物が押印欄に用いる実印を訂正印として二重線の上に押印し、新たな連帯保証人(保証人)の情報を書き込んだ上で署名・押印(実印)をする。

2. 返還誓約書記載事項訂正届(成年者用) [様式 25-1] (奨学金担当窓口にて配付、または大学 HP よりダウンロード)

- 奨学生本人および新たな連帯保証人(保証人)が必要事項を記入する。

3. 添付書類

- 新しく選任した者の必要書類を添付する。当初選任していた者の書類は不要。

② 新たな連帯保証人(保証人)が選任できない場合(保証の変更)

この場合は至急奨学金担当窓口へ報告してください。

奨学生本人に責のないやむを得ない事由を理由とする場合、人的保証から機関保証への変更が可能です。

ただし、振込済奨学金に対する保証料の一括納入手続きが必要となり、保証変更手続きが完了するまで奨学金が一時中断(振込保留)することがあります。

返還誓約書記載事項訂正届[様式 25-1]は、本学 HP からダウンロードできます。

トップページ>学生生活>奨学金>様式・動画集

<https://www.oit.ac.jp/gakusei/scholarship.html#id55>

貸与奨学生のしおり(P40～)、ダイジェスト版(P11～)もご確認ください。

